



島根県報

平成29年12月12日（火）

第2,963号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等
の報告に関する規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障がい福祉課) 6

自立支援医療機関の指定の更新

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 6

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中 小 企 業 課) 7

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (") 8

地籍調査の成果の認証 (用 地 対 策 課) 9

土地収用法による収用又は使用の手続の開始 (") 9

【公 告】

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表 (市 町 村 課) 10

平成29年度登録販売者試験の合格者 (薬 事 衛 生 課) 11

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 12

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 12

公布された条例等のあらまし

◇海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（規則第53号）

1 規則の概要

(1) くろまぐろについて、次に掲げる漁業を営む者を採捕の数量等の報告者とする事とした。（第1条関係）

ア 日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

ウ 小型定置漁業

エ 第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）

オ 中型まき網漁業

カ 小型まき網漁業

キ アからカまでに掲げる漁業以外の漁業でくろまぐろを採捕するもの

(2) くろまぐろについて、漁獲可能量による管理の対象となる1年の期間は、月の末日ごとに当該日が属する月に陸揚げされた採捕の数量（養殖用種苗については、いけす等に入れられた採捕の数量）を集計し、当該月の翌月の10日までに報告しなければならないこととした。（第3条関係）

(3) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第53号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中型まき網漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第2項に規定する中型まき網漁業をいう。）であって、まあじ、まいわし又はまさば若しくはごまさばの採捕を目的とする」を「次の各号に掲げる第1種特定海洋生物資源について、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) くろまぐろ 次に掲げる漁業

ア 日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業をいう。）

ウ 小型定置漁業（島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第7条第11号に規定する小型定置漁業をいう。）

エ 漁業法第6条第5項第2号に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）

オ 中型まき網漁業（漁業法第66条第2項に規定する中型まき網漁業をいう。次号において同じ。）

カ 小型まき網漁業（島根県漁業調整規則第7条第1号に規定する小型まき網漁業をいう。）

キ アからカまでに掲げる漁業以外の漁業でくろまぐろを採捕するもの

(2) まあじ、まいわし又はまさば若しくはごまさば まあじ、まいわし又はまさば若しくはごまさばの採捕を目的とする中型まき網漁業

第2条第2号中「漁業の」の次に「免許（漁業法第10条の免許をいう。）」、「を」、「許可をいう。）」の次に「又は承認（前条第1号アに規定する沿岸くろまぐろ漁業に係る承認をいう。）」を加え、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第3号中「陸揚げした日」の次に「（くろまぐろの養殖用種苗の採捕については、いけす等に入れた日。以下同じ。）」を加える。

第3条第1項中「当該第1種特定海洋生物資源」の次に「（くろまぐろの養殖用種苗については、いけす等に入れられた当該第1種特定海洋生物資源）」を加え、同項の表を次のように改める。

1 くろまぐろ	漁獲可能量による管理の対象となる1年の期間（以下「漁獲可能量管理期間」という。）	月の末日	当該月の翌月の10日まで
2 まあじ、まいわし 又はまさば若しくは ごまさば	ア 漁獲可能量管理期間のうち最初の8月間	月の末日	当該月の翌月の10日まで
	イ ア以外の期間	旬の末日	当該旬の次の旬の末日まで

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

(1) 漁業を営む者（(2)により報告する者を除く。）の場合

	※受理年月日																					
	※処理年月日																					
<p>採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島根県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ㊤</p> <p>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">免許番号、許可番号又は承認番号</td> <td style="width: 25%;">漁船登録番号</td> <td style="width: 50%;">船 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1種特定海洋生物資源</td> <td style="text-align: center;">陸 揚 日</td> <td style="text-align: center;">採捕の数量 (kg)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">く ろ ま ぐ ろ</td> <td style="text-align: center;">30kg/尾未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30kg/尾以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ま あ じ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ま い わ し</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ま さ ば 及 び ご ま さ ば</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			免許番号、許可番号又は承認番号	漁船登録番号	船 名	第1種特定海洋生物資源	陸 揚 日	採捕の数量 (kg)	く ろ ま ぐ ろ	30kg/尾未満		30kg/尾以上		ま あ じ			ま い わ し			ま さ ば 及 び ご ま さ ば		
免許番号、許可番号又は承認番号	漁船登録番号	船 名																				
第1種特定海洋生物資源	陸 揚 日	採捕の数量 (kg)																				
く ろ ま ぐ ろ	30kg/尾未満																					
	30kg/尾以上																					
ま あ じ																						
ま い わ し																						
ま さ ば 及 び ご ま さ ば																						

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 ※印を付した欄は、記載しないこと。
- 4 「陸揚日」欄は、くろまぐろの養殖用種苗の採捕については、いけす等に入れた日を記載すること。

(2) 漁業を営む者のうち水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合が、組合員に代わりくろまぐろの採捕の数量を報告する場合

	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 60%;">※受理年月日</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>※処理年月日</td> <td></td> </tr> </table>	※受理年月日		※処理年月日	
※受理年月日					
※処理年月日					
採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書					
年 月 日					
島根県知事	様				
組合名					
代表者氏名					
⑩					
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。					
第1種特定海洋生物資源 くろまぐろ小型魚（30kg／尾未満）					
氏 名	免許番号、許可番号又は承認番号	漁船登録番号	船 名	陸 揚 日	採捕の数量（kg）
第1種特定海洋生物資源 くろまぐろ大型魚（30kg／尾以上）					
氏 名	免許番号、許可番号又は承認番号	漁船登録番号	船 名	陸 揚 日	採捕の数量（kg）

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 ※印を付した欄は、記載しないこと。
- 4 「陸揚日」欄は、くろまぐろの養殖用種苗の採捕については、いけす等に入れた日を記載すること。
- 5 採捕の数量等の報告者である組合員から採捕の数量等の報告を委任されたことが確認できる書類（委任状等の写し）を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第663号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自 立 支 援 医 療 の 種 類	更 新 年 月 日
名 称	所 在 地		
だいわ薬局	邑智郡美郷町都賀本郷163	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年12月1日

島根県告示第664号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町上講武字七田2948（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿島町講武字七田2948（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第665号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年12月12日

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市多伎町奥田儀1399-1、1399-2
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第666号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル雲南加茂店 島根県雲南市加茂町加茂中1番1外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年8月2日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,267平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物東側及び南側 195台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 60台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 170平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 37.95立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地東側 2か所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

平成29年12月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第667号

平成29年島根県告示第426号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、雲南市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス大東店 島根県雲南市大東町大東899番5外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	店舗敷地境界上で基準値を超過する地点が予測されることから、騒音に関する苦情等が発生した際には、発生源対策を含め対応すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
	出入口付近に誘導看板等を設置のうえ、交通事故防止、混乱防止等の措置を講じること。	建物敷地内において指針で求める必要駐車台数を建物敷地西側駐車場に分散確保しているため、交通渋

2		滞や追突等の交通事故が発生しないよう、かつ、来客車両が計画されている進入・進出経路を通行するよう適切な案内看板・標示等の設置が必要である。
3	荷さばき作業において、通学時間帯を極力避けた運行計画を立てること。	搬入経路上が通学路に指定されているため。

3 縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第668号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
益田市	平成26年度～28年度	36枚	1冊	虫追2	平成29年12月4日
益田市	平成26年度～28年度	20枚	1冊	三谷IX	平成29年12月4日
益田市	平成26年度～28年度	17枚	1冊	道谷-1	平成29年12月4日
益田市	平成26年度～28年度	21枚	2冊	虫追1	平成29年12月4日
益田市	平成26年度～28年度	12枚	1冊	久城5	平成29年12月4日

島根県告示第669号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による収用又は使用の手続を開始する旨の申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（三隅・益田道路）（島根県浜田市三隅町三隅地内から益田市遠田町地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県浜田市三隅町三隅、古市場及び岡見地内

島根県益田市土田町、西平原町、木部町、津田町及び遠田町地内

(2) 使用の部分

島根県浜田市三隅町三隅、古市場及び岡見地内

島根県益田市土田町、西平原町、木部町、津田町及び遠田町地内

4 手続を開始する土地

(1) 収用の部分

島根県益田市西平原町地内

(2) 使用の部分

なし

5 土地収用法第34条の4第2項の規定による図面の縦覧場所

益田市建設部都市整備課

公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	309
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実等の確認に関する事務	8,566
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	4,134
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	752
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による職業訓練指導員の免許の申請等又は技能検定の合格証書の再交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務	1
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務又は身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	40,529
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	8,716
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の申請等若しくは地域生活支援事業の実施に係る事実についての審査等に関する事務又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	24,233
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による特別弔慰金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務	153
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	3
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	1

電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	242
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による登録電気工事業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	24
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	3
宗教法人法（昭和26年法律第126号）の規定による宗教法人の役員の生存の事実等の確認に関する事務	21
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	27
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	257
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	20
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は年金受給権者の死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務	347
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	4
砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による砂利採取業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	1

2 都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に係る事実についての審査等に関する事務	1
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の生存の事実等の確認に関する事務	151

平成29年度登録販売者試験の合格者を決定したので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の6及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第11条第2項の規定により、次のとおりその受験番号を公告する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

<受験番号>

9	20	24	26	28	30	33	36	38	39	41	42	46
47	48	53	55	56	58	59	61	64	68	83	85	86
88	92	94	96	101	111	117	118	127	128	134	135	150
153	163	164	167	171	176	182	185	187	190	193	194	200
204	211	212	215	216	220	227	233	234	235	237	239	251
255	258	260	261	264	267	273	274	276	286	287	289	292
296	297	298	304	314								

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

平成29年11月27日から平成30年3月30日まで

3 作業地域

出雲市大津町から雲南市木次町下熊谷まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

邑智郡川本町大字田窪179番1の一部、179番3の一部、179番4、180番2、737番2の一部、737番3の一部

邑智郡川本町大字南佐木246番2の一部、246番5、249番4、179番1地先から180番2地先まで

面積 8,032.70平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

邑智郡川本町大字川本271番地3

川本町長 三宅 実